

香川県被災宅地危険度判定士登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、被災宅地危険度判定実施要綱（平成10年2月6日被災宅地危険度判定連絡協議会制定）に規定する被災宅地危険度判定士の登録に関し必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)宅地 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第1号に規定する宅地のうち、住居である建築物の敷地、及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物等の敷地、並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地をいう。
- (2)危険度判定 被災宅地危険度判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいう。
- (3)危険度判定実施本部 危険度判定を実施するために、被災した市町の災害対策本部に設置する組織をいう。

(登録の資格)

第3条 被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）として危険度判定の実施に協力しようとする者で、宅地判定士の業務を実施する能力があり、次の各号のいずれかに該当する者（県内に居住し、又は勤務する者に限る。）は、県が危険度判定に必要な知識を修得させるために開催する被災宅地危険度判定士養成講習会（以下「講習会」という。）を受講し、修了した後、宅地判定士として知事の登録を受けることができる。

- (1)宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第22条各号又は都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第19条第1号イからトまでに該当する者
- (2)国、地方公共団体等の職員又はこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に係る技術に関して3年以上の実務経験を有する者
- (3)国、地方公共団体等の職員又はこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関して10年以上の実務経験を有する者（危険度判定を適切に行う能力を有していると知事が認めた者に限る。）
- (4)危険度判定に関し、前各号に定める者と同等以上の知識及び経験を有していると知事が認めた者

(登録の申請)

第4条 前条の規定による登録（以下「登録」という。）を受けようとする者は、被災宅地危険度判定士登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

(1) 講習会の受講修了証の写し

(2) 前条第1号に該当する者については、資格要件申告書（様式第2号）及び同号に該当することを証明する書類

(3) 前条第2号又は第3号に該当する者については、実務経験証明書（様式第3号）

(4) 申請者の写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）

(5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(登録)

第5条 知事は、前条の規定による申請があった場合において、申請者が宅地判定士として適当であると認めたときは、速やかに登録を行い、香川県被災宅地危険度判定士登録証（様式第4号。以下「登録証」という。）を交付する。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、学識経験者等で第3条各号と同等以上の知識及び経験を有していると認めたものを宅地判定士として登録し、登録証を交付することができる。

3 知事は、前二項の規定による登録を行った場合は、速やかに被災宅地危険度判定士名簿（様式第5号。以下「名簿」という。）に記載する。

(登録の有効期間)

第6条 登録の有効期間は、当該登録を受けた者が、最後に受講した講習会の修了の日（前条第2項に該当する場合にあっては、知事が認めた日）から5年後の応答日の属する年度の末日までとする。

(登録の更新)

第7条 前条の有効期間終了の後も、引き続き宅地判定士として危険度判定の実施に協力しようとする者は、講習会を受講し、修了した場合（知事が講習会を受講した者と同等の知識を有すると認めた場合を含む。）は、現に有効な登録の有効期間の終了までに登録の更新を受けることができる。

2 前項の規定による登録の更新を受けようとする者は、現に有効な登録の有効期間終了までに、被災宅地危険度判定士登録更新申請書（様式第6号）に次に掲げる書類（前項の規定により、知事が認めた者は第2号に掲げる書類を除く。）を添えて知事に申請しなければならない。

(1) 現に有効な登録証

(2) 講習会の受講修了証の写し

(3)申請者の写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの)

(4)前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

- 3 知事は、前項の規定による申請があったときは、速やかに登録の更新を行い、新たな登録証を交付する。
- 4 知事は、前項の規定による登録の更新を行った場合は、速やかに名簿に記載する。
- 5 更新後の登録の有効期間については、前条の規定を準用する。

(登録事項の変更)

第8条 宅地判定士は、次に掲げる事項に変更を生じたときは、被災宅地危険度判定士名簿記載事項変更届(様式第7号)に登録証を添えて知事に届け出なければならない。

(1)氏名

(2)住所及び電話番号

(3)勤務先の名称、所在地及び電話番号

- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、速やかに名簿を訂正し、必要に応じ記載事項を変更した登録証を交付する。

(登録証の再交付)

第9条 宅地判定士は、登録証を紛失し、滅失し、又はき損した場合には、被災宅地危険度判定士登録証再交付申請書(様式第8号)を提出し、新たな登録証の交付を申請することができる。

- 2 知事は、前項の規定による申請があったときは、名簿にその旨記載し、新たな登録証を交付する。
- 3 登録証を紛失し、前項の規定により新たな登録証の交付を受けた宅地判定士は、紛失した登録証が発見された場合には、速やかに発見した登録証を知事に届け出なければならない。

(登録の辞退)

第10条 宅地判定士は、登録を辞退しようとするときは、被災宅地危険度判定士登録辞退届(様式第9号)に登録証を添えて知事に届け出なければならない。

- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、登録を取り消し、名簿の記載を抹消する。

(登録の取消)

第11条 知事は、宅地判定士において、宅地判定士としてふさわしくない行動があったと認めた場合は、登録を取り消すことができる。

- 2 前項の規定により登録を取り消された者は、速やかに登録証を知事に返納しなければならない。
- 3 知事は、第1項の規定による登録の取消しを行った場合には、名簿の記載を抹消する。

(被災宅地危険度判定連絡協議会への通知)

第12条 知事は、第5条第1項、第7条第3項、第8条第2項、第10条第2項又は前条第1項に規定する手続を行った場合には、速やかにその内容を被災宅地危険度判定連絡協議会会長に通知する。

(電子情報処理組織を使用して行う手続の特例)

第13条 第4条、第7条、第8条、第9条及び第10条の規定による申請又は届出については、電子情報処理組織(知事の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請又は届出をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせることができる。

- 2 前項の規定により行われる申請又は届出については、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成16年香川県規則第73号)の規定の例による。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、宅地判定士の登録に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。